

保険は御守り

## Loss of Use について

shin.oishi@aegisrm.com 310/793-1309 Ext. 230

### ロサンゼルスとその周辺の山火事



2017年12月にロサンゼルスとその周辺で発生した大規模な山火事は、10万ヘクタール以上が焼失し、焼け落ちた建物は1000棟を超え、一時20万人以上が避難を余儀なくされました。最も被害が大きかったベンチュラとサンタバーバラでは、ニューヨーク市全体の面積を上回る9万ヘクタールが延焼し、火の手が移動した後、自分たちの住居の焼け跡に戻り、呆然と立ち尽くす人々や、思い出の品などが残っていないか探そうとする人々がニュースで連日放送されました。この未曾有の災害で全てを失った人々が、復興の足がかりとして、せめて保険に入っていることを心から祈るばかりです。

今回のような山火事で住宅が損壊し、住める状態でなくなった後、真っ先に直面する問題は仮住まいです。ホームオーナーズ保険やレンター保険は、建物や家財の損壊を補償する保険であることはご存知かと思いますが、一時的に仮住まいを余儀なくされた場合、どのような救済補償があるか、意外にご存知でない方も多いのではないのでしょうか。

### 追加の生計費用を補償する Loss of Use とは

ホームオーナーズ保険・レンター保険に組み込まれている『Loss of Use』は被保険者の住宅が安全面や衛生面で住居として適さない程度まで著しく損傷・損壊を受けた場合に発生する一時的な『追加生計費用』を最高支払い限度額まで補償する保険です。仮住まいのホテル代や、レストランなどでの食事代が主に補償の対象となります。ご注意頂きたいのは、Loss of Use は通常的生活水準を維持するために必要な『増加費用』が補償対象となる点です。例えば借りられているアパートが全焼し、一時的に一泊\$120のホテルを借りたとします。アパートの家賃が月\$2400とした場合、日割りの家賃は一日\$80の為、増加費用の差額分の\$40がLoss of use から支払われます。食事代も同様に一日に掛かる妥当な食事代の差額分が補償の対象となります。



Loss of Use の適応が認められるケースは、建物や家財などの保険対象財物の損害に対して保険が対応することが大前提です。洪水や地震による建物、家財の損壊は通常のホームオーナーズ保険・レンター保険では免責事項であり、いかなる場合も補償がありません。従って、洪水・地震で一時的にホテル暮らしを余儀なくされたとしても、Loss of Use の適応は認められない為、追加の生計費用は補償がありません。



今回の山火事のように、実際に被害が及んでいなくても、行政当局が地域住民に対して避難させることがあります。この場合、火災により保険対象財物が損害をうける『おそれ』があるとみなされ、行政当局の避難命令による“使用不能の損失”として Loss of use が対応するようになっています。ただし、この例外的 Loss of Use の適応は、保険会社は補償期間を限定していることが多く、通常、保険証券に明記されているので注意が必要です。

注意： 本稿記載の情報は、保険ならびに弊社業務に関わる問題の概要を一般的にご紹介・ご案内するだけの目的によって作成されており、本稿に含まれる法律に関する記述は、いかなる意味でも法律上の専門的説明を意図するものではありません。法律上のご相談ならびに解釈は、貴社顧問弁護士にご照会いただくようお願いいたします。

本稿の内容については、作成・訂正時点で可能な限り最新かつ正確な情報を盛り込むよう努力いたしましたが、お読みになる現時点での情報の正確度と整合性については、弊社は一切の責任を負いませんのでその旨ご了承ください。また、特段に明記されていない限り、本稿の著作権ならびに著作権は弊社に帰属いたしますので、無断転載ならびに弊社の利害と利益に反する一切の使用を厳禁いたします。



**AEGIS RISK MANAGEMENT INSURANCE SERVICES, INC.**

3424 CARSON STREET, SUITE 300, TORRANCE, CA 90503 U.S.A.

PHONE (310)793-1309 FAX (310)793-1314 E-MAIL [myhoken@aegisrm.com](mailto:myhoken@aegisrm.com)

<http://www.aegisrm.com>

California Department of Insurance License No. 0735928